

保護者の方へのお知らせ



インフルエンザについて

<mark>弓取こども園</mark>での流行拡大を防ぐために・・・ 保護者の方にお願いしたいこと

- ■お迎えの方がインフルエンザにかかった場合は、園内に入る前に 事務所にお知らせください。お子様を職員が玄関までお連れします。
- ■同居の家族の方や頻回に接触のある親族の方がインフルエンザ にかかった場合もお知らせください。

接触頻度が高い家族の方がインフルエンザにかかった場合、お子様もインフルエンザにかかる場合があります。<mark>弓取こども園</mark>では、日頃から健康観察を行っていますが、特に注意して健康観察を行います。

潜伏期間1~4日(平均2日)

アルコールを含んだ消毒液による手指消毒は、インフルエンザウイルスにも効果があります。送迎の際、保護者の方は、玄関に設置してある手指消毒液をご使用ください。

※9月からインフルエンザの新シーズン (2023/2024 シーズン) を迎えましたが、県内のインフルエン ザ患者数は昨シーズンから引き続き、流行入りの目安である定点医療機関当たり1人を超えており、流行が続いている状況です。今後、さらに流行が拡大する可能性もあるため、十分な注意が必要です。

【登園基準】 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日 (乳幼児の場合)を経過するまで

	発症日(O)	1 日目	28目	3 日目	4日目	5 ⊟ 目	6日目	7日目
発症後	発熱	解熱	解熱後				登園	
1日目に解			1 日目	2日目	3 日目		可能	
熱した場合	出席停止 ————————————————————————————————————							
発症後	発熱 -			解熱	解熱後			登園
3日目に解	元 統 -		—			28目	3 日目	可能
熱した場合	出席傳	茅止 —						

インフルエンザと診断されたら、<u>医師に発症日を確認し、出席停止の期間に</u> ついては医師の指示に従いましょう。 <u>※診断された日が発症日ではありません</u>

(1)「発症した後5日を経過」とされた理由

感染の拡大を防ぐためです。抗ウイルス剤により熱が下がっても、 発症後5日まではウイルスの感染力が残っています。

*発症した日(発熱が始まった日)は数えず、翌日を1日目とします。

(2)「解熱した後3日を経過するまで」とされた理由

乳幼児の場合、ウイルス排泄期間が長いことや集団生活に適応できるまでに 体力が回復するには、解熱後3日間の療養期間が必要との考えからです。

*解熱した日は数えず、翌日を1日目とします。

インフルエンザワクチン接種について

- ・インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果や、重 症化を予防する効果があります。
- ・まれに重い副反応の報告があります。かかりつけの医師とよく相談のうえ、 接種を受けるか否か判断してください。
- ・乳幼児期任意予防接種費助成制度の対象ワクチンです。